

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

あおぞら菅田保育園

2024年12月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	8
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	15
A-3 保育の質の向上.....	16

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	あおぞら菅田保育園	
■種別	認可保育園	
■代表者氏名	園長 小林 孝生	
■定員（利用人数）	65人（71人）	
■所在地	〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町1799	
■TEL	045-472-4900	
■ホームページ	https://www.aozoranewstyle.com/	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	1973年4月1日	
■経営法人・設置主体	社会福祉法人あおぞら	
■職員数（常勤）	18名	
■職員数（非常勤）	26名	
■専門職員（名称別）	・保育士	25人
	・栄養士	1人
	・調理員	3人
	・子育て支援員	3人
	・保育補助	11人
■施設設備の概要	・居室数	4
	・設備等	事務室、厨房、職員休憩室、育児支援ルーム（おひさま）、外倉庫、教材庫、プール、多目的トイレ、幼児用トイレ

②理念・基本方針

【園の理念】

地域の母親たちの要求から生まれた共同保育の精神を受け継ぎ、「保育は幼児教育である」として子供一人ひとりの全面発達を保障する

【保育方針】

- ・産休明けから就学前までの一貫した集団保育を通し乳幼児の全面発達を目指します
- ・働く父母の就労保障のできる延長保育を致します
- ・障がい児保育の実践・研究に取り組みます
- ・地域の中で育児に悩む父母たちと共に子育てについての相談・学習等を行い地域の子育てセンターとなるよう努力します
- ・子育ての同じ思いを持つ父母たち、地域の人々、他の団体とも協力し要求実現のため努力します
- ・乳幼児の全面発達を保障していくうえで不可欠の条件である職員の資質向上について積極的に取り組みます
- ・これらを進めていくうえで不可欠な民主的な運営を進めます

③施設・事業所の特徴的な取組

民間移管から7年目を迎え、公立時代の保育を引き継ぎつつ、法人あおぞらの保育理念のもと、働きながら「子育てという重大な仕事」（「保育目標」の中の一文）をになっている保護者に寄り添い、「徹底的に子どもの立場に立ち」「今ある子どもの姿から出発し、一人ひとりの要求、発達段階を大切に保育」（「保育の基本姿勢」の中の一文）を進めるように努めています。園の所在地は、もともと菅田地域の中心（明治期の小学校「菅田学校」跡が園の正門前にあり、現在は、菅田東地区の町内会館となっている）であり、地理的にも園が地域の子育てセンターとなりえます。徒歩10分ほどの場所にある菅田地区センター・菅田地域ケアプラザとも連携し、他の保育所（横浜市内西菅田保育園など）とも協力しながら、地域住民の方たちと共に子育てをしていく地域子育て支援を模索しています。コロナ禍で活動を制限せざるを得ない時期もありましたが、一昨年より、毎月の地域子育て支援活動、昨年からは毎週の園庭開放などを再開しています。児童の多くが菅田町および隣接する小机町など在住であり、職員も徒歩・自転車通勤圏内の者が多く、地域の中の保育園として住民に信頼され期待される保育園として認知されつつあります。周辺は自然の多い里山に囲まれており、保育活動の中で、自然に触れ、地域住民の方たちとも触れ合う機会が多くあります。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間 2024年4月23日（契約日）～ 2024年12月19日（評価結果確定日）

■受審回数（前回の受審時期） 1回（2019年度）

総評

【特徴や今後期待される点】

◆子どもたちは、保育士に優しく見守られ、主体的に園生活を過ごしています

保育士は、法人研修や園内研修、会議等で理念に基づく保育のあり方について話し合い、連携して保育しています。保育室には、おもちゃや絵本などが子どもの手の届く所に並べられ、仕切りなどを用いて絵本やままごとなどのコーナーが設けられていて、子どもが自分で好きな遊びを選び、それぞれのペースで遊び込めるようになっています。製作のための廃材も豊富に用意されています。保育士は日々一人ひとりの姿について話し合いを重ね、子どもの年齢や発達、興味や関心に合わせて環境の見直しをしています。保育士は子どもに優しく話しかけ、子どもの言葉や表情、仕草などから子どもの気持ちを把握するように努めています。子どもから発信があった時には、その都度職員間で共有し、柔軟に活動に取り入れています。

集団での遊びに上手く入れない子どものために、その子の興味に合わせた絵本を用意したり、分かりやすい表示をするなど、一人ひとりの子どもに合わせた配慮もしています。戸外遊びも多く取り入れ、雨でなければ毎日園庭で遊んだり散歩に出かけたりし、思いっきり身体を動かし、季節の自然に触れています。食育も盛んで、5歳児が「かけると色が変わる魔法の液」を持って各クラスを回り皆で食材の色が変化する様子を観察するなど、給食と保育が連携して子どもの食への関心を高められるような工夫をしています。観察時にも、子ども同士で話し合っって様々な作品を作ってハロウィンの用意をしたり、4歳児の遊ぶ様子を見た1歳児が真似をして同じようにシャベルで大きな穴を掘るのに挑戦したりと、子ども同士の関わりの中で主体的に遊びを発展させている姿を見ることができました。

◆地域の施設として積極的に地域との関係作りに取り組んでいます

園は、地域の母親たちの要求から生まれた共同保育から始まったという設立の精神を受け継ぎ、地域との関係作りを力を入れています。子どもたちが散歩で地域住民と日常的に交流するほか、地域の町内会に所属し、どんど焼きやこいのぼり祭り、ふれあい祭りなどの行事に職員や子どもたちが参加し、交流しています。園長が神奈川県地域福祉計画の見直しのための菅田地域懇談会に参加したり、菅田地域ケアプラザで行われる子育て支援の会「おやこひろば」や神奈川県子育て支援連絡会のイベントに職員が参加するなどし、地域と連携し課題解決に向けて取り組んでいます。園の子育て支援としては、園庭開放、地域子育て支援活動「おひさま」、一時保育を実施していて、地域の親子が参加しています。個別の育児相談にも応じています。また、法人発行の「子育て新聞」を地域に配布し、子育てに関する情報を発信しています。

◆マニュアルを定期的に見直し、職員が活用できるようにしていくことが期待されます

園では、「遊びの中の配慮事項」「朝・夕の保育」「園外・散歩時の約束」等保育の標準的なマニュアルや手順書を整備しています。保育士は会議や日々の話し合いでコミュニケーションを密にとって保育の振り返りをして、保育が標準的な実施方法に沿って行われているかを確認しています。ただし、見直しがされていないものや、会議での見直しの結果が文書化されていないものもあります。比較的経験が長い職員が多いこともあり園が目指す保育が実践されていますが、将来的な職員の交替等も見据え、職員が培ってきたノウハウを反映できるようなマニュアル・手順書・書式の整備をしていくことが期待されます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

民間移管から7年目を迎えたあおぞら菅田保育園は、共同保育から70年の歴史を持つ「あおぞら」の理念に基づき、地域に根ざし、保護者の皆さんと手をつなぎ、子どもを真ん中に保育をおこなってきました。今回の第三者評価で頂いた「菅田の保育」への高い評価に自信を持ち、引き続きより良い保育を進めてまいります。

さらに、今後への期待としてご指摘いただいた、園長・管理職のリーダーシップの重要性や、職員の世代継承のためにもマニュアル等の文書化が重要であること、地域へのアウトリーチの必要性等を職員で共有し、よりよい運営を行ってまいります。

利用者アンケート等にご協力いただいた保護者の皆様に改めて御礼申し上げます。

あおぞら菅田保育園 園長 小林孝生

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています

- a評価：よりよいサービスの水準・状態
- b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
- c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念、保育方針をホームページ、パンフレットに掲載するとともに、玄関、保育室等園内各所に掲示しています。保育方針、保育の基本姿勢は理念を踏まえた園の目指す方向性を示すものとなっており、職員の行動規範となるような具体的な内容となっています。園内研修で法人の20年史を読み合わせて理念を再確認するとともに、テーマ別保育研究でも具体的な事例をあげて理念に沿った保育のあり方を話し合っています。年度末の全職員が参加する職員会議では、理念、基本方針に基づく年度の方針を説明しています。保護者に対しては、園見学や入園説明会、進級説明会で説明しています。毎年発行する園誌『麦わらぼうし』にも理念、基本方針を掲載し、全職員、保護者に配布しています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、社会福祉経営全国会議、民間保育園経営研究懇話会などに参加し、社会福祉事業全体の動向についての情報を得ています。また、市や区の園長会に参加し地域の保育ニーズや潜在的利用者に関するデータなどの情報を得ています。神奈川県地域福祉計画の見直しに関する菅田地域懇談会に参加し、急速に子どもの人口が減っていることや保育の福祉的機能が求められていることなど、地域の動向を把握・分析しています。コスト分析や利用者の推移などの分析は、園長が法人の評議員とともに行っています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、月3回の法人内園長会、毎月の運営委員会、理事会に参加し、保育を取り巻く地域の状況や経営状況や経営課題について共有し、改善に向けて話し合っています。把握した経営状況や改善すべき課題については、園長、主任、幼児主任の管理職員で共有し、職員会議で主な内容を説明しています。また、年度始めの職員会議で園の収支をグラフ化して説明するなど、職員と一緒に課題解決や改善を進めることができるよう、職員に課題を分かりやすく説明し理解を促すための取り組みを進めていきたいと考えています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人が2020年～2029年の長期計画および2020～2024年の中期計画を策定しています。法人作成の「中長期計画を含む24年度の事業計画」には、法人のビジョンと方向性が明記されています。ただし、数値目標や具体的な成果を設定するなどはしていません。現在保育方針に基づく7つの重点テーマとその推進目標、目指す姿、目標達成に向けた取組が記載された2025年度以降の園としての中長期計画の策定を進めています。計画策定後には、職員と共有し、毎年達成度の評価・見直しをして行く予定です。</p>	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の「中長期計画を含む24年度の事業計画」に、園としての今年度の方針が記載されていますが、具体的な取組内容や成果、数値目標を設定するなどはしていません。地域子育て支援事業に関しては、園独自の単年度の事業計画が策定されています。今後は、園の取り組み全体についての単年度の事業計画を作成し、実施状況の評価を行っていくことが期待されます。予算に関しては、園としての予算書を策定しています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画は、法人理事会等で討議して作成し、評議員会で提示しています。計画の作成には、年度末の職員会議での振り返り結果や面談等で把握した職員の意見、保護者アンケート結果も参考にしています。年度末には、事業計画の実施状況を評価し、事業報告書にまとめています。策定された事業計画は職員に提示し、説明しています。職員が運営に主体的に関わるためにも、今後は、職員も参画して事業計画の作成・評価をしていくことが期待されます。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 事業計画を園誌『麦わらぼうし』に掲載し、保護者に配布しています。園便りに年度の方針を記載し、年度始めの懇談会で説明していますが、分かりやすい資料を作成して保護者に事業計画そのものを説明するなどの取組はしていません。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	
<コメント> 全体的な計画を基に作成された各年齢別の保育計画について、毎月のクラス保育検討会（正規・パート職員）や月2回の職員会議（正規職員）などで保育内容について振り返りをし、職員間で共有しています。行事は、行事係が行事計画を作成し、行事後には職員および保護者にアンケートを取り、振り返りをしています。これらの振り返りの結果は次期の計画に反映しています。年度末には、正規職員会議で年度の振り返りをし、全体会議で共有し会議録に残していますが、これらを文書化して園の自己評価に反映することはありません。第三者評価は評価は5年ごとに受審し、結果を公表しています。		
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	
<コメント> 年度末に保護者アンケートを実施し、結果について職員会議で話し合い、課題を抽出し改善策の検討をしています。話し合いの結果は、園の自己評価として文書化しています。園の自己評価には、園の保育方針と園目標、年度の課題と取り組み状況、保護者アンケート結果、翌年度の課題と改善点が記載されています。園の自己評価は保護者に配布するとともに、園誌に掲載し、公表しています。園の自己評価で明らかになった課題と改善点は、翌年度の事業計画の策定に反映しています。なお、園の自己評価に年度末に話し合われた職員の自己評価結果を盛り込むことにより、PDCAの流れがより明確になるかと思われます。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	
<コメント> 園長は、年度始めの職員会議で年度の方針を説明するとともに、会議や研修などで発言し職員の理解を図っています。毎月の園便りや園誌に文章を掲載し、自らの役割や責任を表明しています。職務分担表に園長の役割と責任を明記し、職員に配付し周知しています。職務分担表に不在時の権限移譲について明記するとともに、消防計画にも有事の役割と責任が明記されています。		
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	
<コメント> 園長は遵守すべき法令を十分理解し、利害関係者との適正な関係を築いています。園長は、社会福祉経営全国会議や民間保育園経営研究懇話会、市や区の園長会などの研修や勉強会に参加するほか、保育士キャリアアップ研修「マネジメント」を受講するなどし、経営を始めとした幅広い分野についての遵守すべき法令等を把握しています。職員に対しては、職員会議や毎日のミーティングで新聞記事や本の紹介をしたり、外部講師による研修を企画したりしています。環境への取組としては、ごみの分別や古紙回収、廃材を遊びで用いたり、照明をLEDに変えるなどしています。		

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園長は、日誌や指導計画などの記録類をチェックし、保育の現状を把握しています。主任、幼児主任はフリーの立場で保育に入り、子どもや保護者の様子、保育士の動きなどを把握しています。園長・主任会議では、クラスの状況や保育の内容について話し合い、意思統一を図っています。正規職員が年間を通して取り組むテーマ別研究には、園長も参加し、保育の質の向上について助言しています。また、園内研修を実施したり、外部の研修に職員が参加できるようにするなどし、研修の充実を図っています。職員会議等で、職員の意見を聞き、改善に向けて話し合っていますが、意思統一のためのさらなるコミュニケーションが必要ととらえています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園長は、職員の残業状況や有休休暇の取得状況などをチェックし、把握しています。正規職員の人事は法人が行っていますが、非常勤職員については園が実施し、職員が余裕を持って働けるよう様々な方法を用いて人材確保に努めています。行事やリスクマネジメント、保健、防災などの担当を決め、職員が主体的に園運営に関われるようにしています。園長は、法人の決算報告書を基に園の経営状況をグラフにして見える化して職員会議で説明するなどし、職員が経営課題を理解し、協力して課題解決に向けて取り組むための土台作りを始めています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	
<コメント> 福祉人材の確保と育成に関して明文化されたものは作成されていませんが、法人の「保育の基本姿勢」に目指す姿を明記し、人材育成を計画的に行っています。職員が余裕をもって働けるよう、横浜市の配置基準よりも多い人員配置となっています。正規職員の採用は法人が行っていますが、非常勤職員に関しては園が行い、ハローワークを利用したり、ポスター掲示、チラシの地域へのポスティング、地域に住む職員のネットワークなど様々な求人活動を行って人材確保に努めています。		
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	
<コメント> 法人では、保育の基本姿勢として3項目を掲げ、保育士のあるべき姿を明確に示しています。法人の方針として、経験年数や役職によって昇給するようになっていて、人事基準はあるものの明確な人事評価の基準を定めて貢献度の評価をするような仕組みは設けていません。そのため、職員が自分の将来の姿を描けるようなキャリアパスの仕組みも作成されていません。年3回、園長・主任は、職員自己評価を用いて面談を実施し、職員の専門性や遂行能力などを把握しています。面談で出された職員の意見を集約したものを職員会議で報告し、改善策を検討しています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	
<コメント> 職員の就業状況や労務管理に関する責任者は園長で、職員の就業状況を記録等で把握し、管理しています。シフトは、職員の家庭の状況や希望などを聞きながら主任が作成しています。毎月1日は年次有給休暇を配置し、職員が有給休暇を消化できるようにしています。新人からの20日間の年次有給休暇付与、5日間の子どもの看護休暇など、働きやすい環境を整えています。主任は職員の心身の状況を観察し、必要に応じて声をかけて相談にのっています。年3回意向調査書を提出してもらうとともに、希望や必要に応じて面談も実施し、意向や希望を把握しています。職員意見を基に改善策を講じていますが、改善計画を作成するなどしてはしていません。福利厚生については全職員が法人の福利厚生会に入会し、総合的な福利厚生を実施しています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	
<コメント> 保育の基本姿勢として「期待する職員像」を明確にしています。職員は、「期待する職員像」に基づいて目標を定めて自己評価し、「自己評価・意向調査」を年3回提出しています。これを基に園長・主任が年3回面接をし、職員の現状、課題、今後の意向などを出してもらっています。ただし、目標項目、目標水準、目標期限、達成方法など具体的な内容を設定することはなく、目標達成の仕組みが明確なものとはなっていません。		

<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
--	---

<コメント>

保育の基本姿勢で「期待する職員像」を明確にしています。法人内および法人外、園内研修計画を策定し、職員の経験や年数、職務に応じた研修を計画的に実施しています。研修担当は、幼児主任で、横浜市や神奈川区の研修に職務や職員の希望に応じて派遣しています。キャリアアップ研修ではそれぞれの職員の実績に応じて受講者を決めていきます。研修に参加した職員は、研修報告書を提出し、内容によっては会議等で報告しています。ただし、個人別の研修計画は策定されていないので、今後は策定していくことが期待されます。

<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
--	---

<コメント>

職員の保持している資格証などの写しを提出してもらうとともに、年3回の面談でも職員の専門技術や技術水準は把握しています。新任職員に対しては、法人の新人研修に参加するとともに、クラスの中で先輩職員がOJTを行っています。法人研修は、新人研修、法人他園での体験研修、年齢別研修、実践事業の報告、管理研修など多彩なプログラムとなっています。園内でも、人権や安全、外部講師による研修やケース検討などを毎月実施しています。非常勤職員は、保健・衛生研修、人権研修、救命救急研修、保育実践研修などの内部研修に参加しています。また、希望すれば障害児研修などの職務に応じた外部研修に参加することもできます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
--	---

<コメント>

オリエンテーションや評価方法などの手順が記載されたマニュアル「実習生受け入れについて」を整備し、保育士養成校などからの実習生を積極的に受け入れています。実習校からの要請や実習の目的、実習生の希望などを考慮し、プログラムを決めています。実習期間中は毎日話せる機会を作り、実習最終日には担当クラス職員、幼児主任、主任、園長を交えて振り返りを行っています。学校側とは、実習期間中に教員が見に来るなど連携しています。実習後にアルバイトとして勤務したりや正規職員として採用する事例もあります。指導者に対する研修は実施していません。また、マニュアルに実習についての園の基本姿勢を記載していくことが期待され

3 運営の透明性の確保

<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

法人ホームページにおおぞらの理念や保育理念、保育方針、保育目標などを掲載しています。法人の決算は社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに公開されています。園の玄関に決算報告書を設置し、閲覧できるようにしています。事業計画、事業報告は園誌『まわらぼうし』に掲載しています。2019年の第三者評価結果はWAM NET（独立行政法人福祉医療機構 福祉サービス第三者評価情報）に掲載されています。苦情とその内容は、全体に関わるものについては公表しています。地域に対して、園の外掲示板に子育て支援に関する情報を掲示するとともに、地区センターなどにも掲示しています。また、法人発行の広報紙「子育て新聞」を地域に配付しています。

<p>【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

職務分担表に園長、主任保育士、事務員が取り扱う業務が記載されており、職員に周知されています。園の事務、経理等については法人の監査担当が、監査をおこなっています。法人では税理士が経理全般の監査支援を行っており、専門的な立場からのアドバイスを受けています。弁護士からもアドバイスを受けることがあります。

4 地域との交流、地域貢献

<p>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

地域の母親たちの要求で生まれた共同保育から始まったという法人設立の精神を受け継ぎ、「法人理念」「保育方針」「保育目標」「倫理綱領」に地域との連携について記載しています。玄関に、神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」、神奈川区保育資源ネットワークや菅田地域ケアプラザ子育て支援事業などの情報を置き、保護者に情報提供しています。地域のこいのぼり祭りやふれあい祭りなどの行事のポスターを掲示し、保護者に紹介しています。子どもたちは散歩で地域住民と挨拶や会話を交わしたりしています。また、地域のどんど焼きやこいのぼり祭り、ふれあい祭りなどに職員や子どもたちが参加しています。子どもや保護者の状況に応じて、神奈川区こども家庭支援課や横浜市東部地域療育センターなどの関係機関を紹介しています。

【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
---	---

<コメント>

受け入れのわらいや意義、手順などが記載された「保育ボランティア・職場体験マニュアル」を整備しています。コロナ禍以前には、中学生や高校生の職場体験を受け入れていましたが、現在は中止しています。地域のボランティアとして、お話ボランティアを受け入れています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
--	---

<コメント>

神奈川区こども家庭支援課や横浜市東部地域療育センターなどの関係機関、地域の医療機関、保育園などのリストがあり、事務室に置き、必要な職員がいつでも確認できるようにしています。関係機関の情報は職員会議等で共有しています。神奈川区子育て支援連絡会や菅田地区養育支援連携会議に参加し、連携しています。菅田地域ケアプラザで行われる子育て支援の会「おやこひろば」に地域担当職員が参加し、協力しています。神奈川区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所と連絡を取り合い、連携して虐待防止や家庭支援に取り組んでいます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
--	---

<コメント>

園長は、神奈川区認可保育所等合同園長会や幼保小の連携連絡会、菅田地区懇談会、菅田地区養育支援連携会議などに出席し、地域の福祉ニーズを把握しています。また、地域担当保育士が、神奈川区子育て支援連絡会や菅田地域ケアプラザで行われる子育て支援の会「おやこひろば」に参加し、福祉ニーズの把握に努めています。園庭開放や地域子育て支援活動「おひさま」を実施し、子育て相談を行っています。園見学者や一時保育の利用者の相談にも応じています。また、調理師が菅田地域ケアプラザのイベントで食事の相談にのっています。

【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
--	---

<コメント>

事業計画に「地域子育て支援事業による地域の子育て親子への支援」「地域の活動への参加」を掲げています。町内会と連携し、こいのぼり祭りやどんど焼きなどの行事に職員や子どもたちが参加しています。管理栄養士が神奈川区つどいの広場「しゅーくりーむ」に向き食育講座で「離乳食の話」をしたり、菅田地域ケアプラザで行われる子育て支援の会「おやこひろば」や神奈川区子育て支援連絡会のイベントに職員が参加し、協力するなどしています。園の子育て支援としては、園庭開放、地域子育て支援活動「おひさま」、一時保育を実施しています。防災に関しては、地域の支援を必要とする人々への取り組みをするまでには至っていません。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

<コメント>

法人理念や保育方針に「子ども一人ひとりの全面発達を保障する」と明記しています。また「倫理綱領」にも「子どもの最善の利益を追求する」「子どもの権利を守る」と掲げています。児童の権利条約を園誌に児童の権利条約の概要を毎年掲載し、職員、保護者に配付しています。園では、法人理念に関する研修を実施したり、横浜市の人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて自己点検したり、子どもの権利条約の精神について学習するなど、職員が子どもの人権尊重を意識して保育にあたるようにしています。職員会議では、具体的な事例をあげて子どもへの関わり方について振り返りをしています。

<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 法人の「倫理綱領」の中に「ジェンダーや様々な価値観による多様性を大切にしながら権利を守る」と記載しています。法人の管理職研修での「乳幼児の性と性教育」について職員会議で伝達研修し、園として子どものプライバシー保護について取り組み中です。園庭でのシャワーの際にはカーテンを引き、ラップタオルを用いたり、散歩の際にはバスタオルを用意し、着替えやおもらしの時に対応できるようにしています。保育室には、コーナーなどが設けられていて、子どもがゆったりと過ごすことができます。ただし、観察時にもさらなる配慮が必要かと思われる場面が見られましたので、子どものプライバシー保護についての取組をさらに深めていくことが期待されます。また、着替えや排泄など保育場面のマニュアルにも子どものプライバシー保護への配慮を記載していくことが期待されます。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> ホームページ、パンフレットで園の情報を利用希望者等に提供しています。園の位置する菅田地域は区役所から遠いことから、神奈川県保育所入所案内を玄関に設置し、取りに来た地域の人や見学者にパンフレットと一緒に渡しています。利用希望者等からの問い合わせには、随時対応し、見学希望には保護者の希望を聞いて日程調整し、対応しています。見学は、園長・主任がパンフレットを用いて園内と園庭を案内し、パンフレットを用いて理念や方針、保育内容などを説明しています。ホームページ、パンフレットは定期的に見直しをしています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 入園にあたっては、入園説明会を実施し、入園のしおり（兼重要事項説明書）を用いて、園の理念や方針、概要、保育内容、持ち物などについて説明して、保護者の質問に答え、同意書を提出してもらっています。持ち物の見本を見せるなど分かりやすい説明の工夫をしています。子どもや保護者の状況に応じて、何回でも個別の相談に応じ、安心して園生活が始められるようにしています。進級時には、3月のクラス懇談会で重要事項の説明をし、同意書を得ています。欠席した保護者には個別に説明しています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 転園など保育所の変更にあたっては、基本的に子どもや家庭に関する情報や保育内容の引継ぎは行っていませんが、保護者から要望があれば、個別に対応する体制があります。文書などは作成していませんが、転園や卒園の際にはいつでも相談にのる旨を口頭で伝えています。入学式後に卒園児がランドセルを見せに来るなど卒園生とのつながりがあります。コロナ禍で中止していた運動会の卒園児競技も今年度から復活しています。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育士は日々の保育の中で子どもの表情や仕草、反応などを注意深く観察し、子どもの満足度を読み取っています。保護者に対しては年度末に満足度アンケートを行っています。年2回の懇談会、個人面談でも保護者の意向を確認しています。連絡帳でも保護者の意見を聞いています。把握した保護者の意見や要望は園長・主任会議で検討した上で職員会議で共有し、改善策について検討しています。保護者からの声を受けて、園誌『麦わら帽子』のあり方を見直し、園ごとの部分は分冊にしたなどの事例があります。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>
<p>【判断した理由・特記事項等】 相談・苦情受付担当者は主任、相談・苦情解決責任者は園長で、第三者委員2名を設置しています。苦情解決の体制を玄関に掲示するとともに入園のしおりに掲載し、入園説明会や進級説明会で保護者に説明しています。日々の会話や連絡帳で保護者の意見や要望を聞くとともに、年度末に保護者アンケートを実施しています。保護者からの要望や意見は職員会議等で話し合い、改善策を検討しています。検討内容は記録し、保護者に必ずフィードバックしています。全体に関わるものについてはお便りで公表しています。保護者アンケート結果は、「園の自己評価」に掲載して公表しています。</p>	

<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

「入園・進級のしおり」に苦情受付窓口や第三者委員の氏名と連絡先を明記するとともに、玄関にも掲示し保護者に紹介しています。外部の相談窓口として、かながわ福祉サービス運営適正化委員会と横浜市福祉調整委員会の窓口を紹介しています。登降園時には、職員皆が保護者と挨拶を交わしてコミュニケーションを取り、保護者が気軽に話せるような雰囲気づくりをしています。連絡帳や意見箱、懇談会、個人面談など保護者が意見を言える場を複数用意しています。保護者からの相談には、事務室や地域子育て支援室「おひさま」を用い、保護者が落ち着いて話せるようにしています。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

朝夕の送迎時には、保育士は保護者とコミュニケーションを取って、子どもの園での様子をエピソードとともに伝え、相談しやすい関係づくりに努めています。玄関に意見箱を設置するとともに、毎年保護者アンケートを実施し、保護者の声を聞いています。保護者からの相談を受けた保育士は、園長、主任に報告し、対応について相談しています。必要に応じて職員会議で検討しています。検討に時間がかかる場合にはその旨を迅速に伝えていきます。苦情解決規程はありますが、相談や意見を受けた場合のマニュアルはないので、今後は相談や意見を受けた場合の流れについても文書化し、定期的に見直していくことが期待されます。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

リスクマネジメント担当者を決めて、園内で起きた事故やヒヤリハットについて委員会を開催し、改善策などを検討しています。事故やヒヤリハットは時間や場所など集計して分析を行い、法人内の会議で共有し、事故防止に役立てています。報告されたヒヤリハットはその日のうちに園内のミーティングで共有し、すぐに改善策を講じた方がよいと考えられるものについては、すぐに対応するようにしています。事故報告書に発生原因を分析したり、再発防止策を記載する欄がありません。職員一人ひとりが事故やヒヤリハットに対してそれらを考え、よりリスクマネジメントに対する意識が高められることを期待します。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症の対応についてマニュアルを作成し、職員に周知されています。施設内の清掃、消毒が徹底されており、子どもたちには手洗いを励行し、感染症予防に努めています。感染症については、毎年全職員が感染症に関する研修を受講しています。法人内の会議で、マニュアルに関する討議を行い、内容を反映させ、更新しています。更新された内容は、また園内で共有しています。子どもが感染症に罹患した場合には、個人情報に配慮しつつ、発生状況を一斉メールと掲示にて保護者に周知しています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>

災害時の対応体制はマニュアルに定め、職員に周知しています。園のある地域は、内水氾濫が想定されており、日ごろから施設への影響を想定して備えるようにしています。防災倉庫を2棟新に購入し、発電機等防災用備品の整備に努めています。備蓄品はチェック表を用いて管理しています。災害時の安否確認は、子ども、保護者、職員ともに一斉配信メールで行うこととしており、周知されています。災害を想定した訓練を行う他、地域消防署と連携して消火訓練も行っています。避難場所として菅田の丘小学校と連携し、歩いて行く訓練も実施しています。地域の方々とは情報交換までにとどまっておらず、今後は災害時に協力しあう体制作りが期待されます。また、業務継続計画については策定に向けて取り組んでいます。

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者評価結果</p>
--	----------------

<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>b</p>
---	----------

<コメント>

「遊びの中の配慮事項」「朝・夕の保育」「園外・散歩時の約束」等保育の標準的な実施方法については文書化されています。その中には、子どもを尊重する保育の姿勢も示されています。保育について、新人の保育士には、わかりやすく丁寧に段階を追って指導しています。個人情報の取扱いや人権などに関する標準的な実施事項については、園内研修で学べるようにしています。標準的な実施方法に基づいて保育が行われているか、日ごろの保育の振り返りで確認しています。子ども一人ひとりに対応しており、保育実践は画一的なものとはなっていません。様々な事柄について実施方法が文書化されていますが、中には実態と合っていないか、使用されていないものもありました。それらを整理し職員がいつでも確認できるよう整備されることを期待します。

<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 標準的な実施方法については、定例的には年度末に職員の意見を集め見直しを行うほか、職員や保護者から声があがり、必要があれば随時見直しを行うようにしています。具体的には園庭遊具の色や使い方について、子どもの姿や気持ちも尊重し、職員間で議論を重ね、遊び方の見直しを行いました。また保護者からの意見については、園側の思いも伝えつつ、子どもにとってどうなのかということを考えて、保育室の環境設定を行い、保育の実施方法も見直し、保育計画にも反映するようにしています。ただし、内容によっては、検証と見直しが不完全なものもありますので、定期的な見直しの充実を期待します。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画に基づき指導計画を作成しています。指導計画は、子ども一人ひとりの行動、性格、家庭状況などを観察し、毎月のクラス保育検討会議において担任等が発達課題を討議し、作成しています。また、保育計画に基づく保育実践については、会議の中で子どもたちの様子を報告することで振り返りを行っています。新入園の子どもには、「入所時調査票」を用いて、担任や栄養士と個別面談を実施し、園での生活について保護者の意向を聞き、計画に反映させています。児童や保護者の様子から手厚い支援が必要と判断される場合は、神奈川区役所子ども家庭支援課の保健師やケースワーカー、横浜市中央児童相談所などと連携し、ケースカンファレンスを実施して、適切な支援、保育の提供につながるようにしています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 指導計画は、毎月クラスごとに保育検討会議を行い、パート職員を含めた全担当で計画の見直しや評価を行っています。連絡帳や面談で保護者の意向により、計画の見直しがあった場合も、まずクラスで検討します。その指導計画を全クラスが参加する職員会議で、確認を行います。さらに、期ごとに反省や振り返りを行っています。振り返りの結果は、次の指導計画へと反映させています。指導計画が変更される場合は、毎日クラスの代表者が参加して実施するミーティングで報告し、周知するようにしています。それ以外の場合は、主任等が各クラスに直接伝えに行き伝達漏れがないようにしています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの発達状況や生活状況は、児童経過記録、児童健康台帳等様式を統一して記録しています。個別指導計画を作成し、子どもの姿から記録と自己評価を行っています。記録や計画の書き方は、その都度主任等が内容を見て指導を行っています。子どもの情報について共有が必要な場合は、日々のミーティングで周知し、緊急性のないものは月2回開催されている職員会議で詳しく報告して共有しています。情報の共有範囲はその内容によって園長・主任・部主任で判断し、担当クラスのみから全従業員までというように分けています。電子ファイルは、「共有ファイル」フォルダに保存し、職員内でデータを共有できる仕組みができています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 個人情報の取扱いについては、法人として「個人情報保護方針」により定め、個人情報管理の責任者は園長としています。個人情報は、鍵のかかるロッカーに保管しています。職員は、入職時に個人情報の取り扱いや管理について研修を実施し、就業規則でも秘密保持について定めています。USBを使って情報共有をすることもありますが、園内に限るとしています。保護者に対しては入園のしおりに法人のプライバシーポリシーの資料を別に添付し説明するとともに、SNSへの注意も行き、個人情報の不正利用や漏洩防止に努めています。</p>	

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法などに掲げられた趣旨を捉えた法人の理念に基づき作成されています。全体的な計画は、子どもの発達課程、保育時間、保護者や地域への支援なども考慮して作成されています。計画の策定にあたっては、保育士だけでなく栄養士等、保育に関わる職員が参画して作成しています。毎年2月に各クラスで計画について今年度の振り返りと次年度に向けて検討し、それを全クラスの正職員が参加する会議で話し合い、3月にはパート職員も含めた全従業員が参加する会議で共有します。全体的な計画に保育所保育指針で示されている3つの柱と10の姿を記載することにより、より各計画において子どもの発達課程が見通しを持ったものとなると考えられます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a

<コメント>

施設内の温度や湿度は適切な状態に保たれ、保育室は明るく、子どもたちが心地よく過ごす環境が整えられています。設備や備品は毎日消毒を行い、常に清潔で、衛生管理に努め、清掃チェック表を用いて点検しています。寝具は、園で2か月ごとに布団乾燥を行い、保護者が毎週シーツ交換をしています。保育室は、寝るところと食べる場所、遊ぶところを分けています。部屋ごとに遊具や棚でコーナーを作り、子どもたちがくつろいだり、ちょっと集団から離れたりできるようなスペースを工夫して作っています。また、廊下の絵本コーナーも子どもたちがクールダウンする場所として活用しています。手洗い場、トイレは清掃が行き届いており清潔が保たれています。

<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

保育にあたっては、一人ひとりの子どもの状況を十分に把握するようにしています。子どもの状況や家庭環境の変化がある場合は、毎日の職員ミーティングで職員間で共有しています。大人が先回りをして必要以上に言葉を掛けたり、指示したりしないように心がけ、子どもが自分で自分の気持ちを表現できるように支援しています。子どもの様子を見て、何か伝えたいことがありそうな場合は、少し他の子どもたちと離れたところで聞いてみたり、自分を表現する力が十分でない子どもに対しては、その表情やしぐさから気持ちを汲み取り、代弁したりしています。子どもの要求や意欲を大切に、子どもの気持ちに寄り添えるような関わりを意識するようにしています。保育観察では、子どもの言葉を受け止めて、かつ分かりやすい言葉づかいで子どもたちが活動に対して積極的にになれるような言葉がけをしていました。保育観察の日、忘れ物をしてしまった子どもに、他の子どもたちと同じようにできるようにできるようさりげなく保育者が援助しており、子どもの気持ちに沿った対応をしていました。

<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達に合わせて生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるように援助をしています。洋服の着脱等、子どもが「自分でやりたい」という気持ちを大切に、子どもが自分でできるところまでは見守り、まだできないところは子どもがやりやすいように手伝うようにしています。幼児クラスでは、ちょうちむすびができるようになりたいという子どもの声から分かりやすく絵を描いて遊びの中から習得できるように工夫したり、洋服のたたみ方が分かりやすく示された絵が掲示されていました。年齢が小さな子どものクラスでは、手作りのスカートがおもちゃとして置いてあり、それを履いたり脱いだりして遊ぶ姿があり、遊びの中からも少しずつ習得できる工夫がありました。おむつ外しは、家庭の様子が聞きながら、子どもの状況を見て、「トイレに行ってみる？」と誘うところから始め、次は座ることを促してみようというように、子どもにとって無理のないように進めています。一人ひとりの生活の違いを鑑み、眠そうな子どもに対しては午睡の時間でなくても布団を出して休めるようにするなどの配慮をしています。

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 日常の保育実践にあたり遊びの中の配慮事項として「子どものやってみたい気持ちを大切に思い切り遊べるようにしましょう」と子どもの主体性を尊重する保育について職員間で共有し確認しています。保育室は年齢が小さな子どもでも、自分で好きな遊びを選ぶように、棚や玩具の配置が整えられ、幼児クラスでは、様々なコーナーを作るほか、遊びが継続できるよう、作品を飾っておける場所を作るなどそれぞれ工夫されています。子どもの興味や関心を遊びの中から捉え、素材や絵本を準備しています。また、家庭や職員から廃材を集め、子どもたちが自由に製作をできるようにしています。友だちが作っているものを見て、自分も作り始めたり、一緒に作る姿もあります。難しそうなのは保育士と一緒に作ったり手本を見せたりしています。戸外で遊ぶ時間を重視し、園庭遊びや周辺への散歩を頻繁に取り入れています。保育観察の日は芋掘りでした。畑まで歩く中、地域の人たちと挨拶をかわし、道に咲いている花を眺め、道路を渡る時は手をあげるなど、様々な体験をしていました。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p></p>
<p><コメント> 非該当</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 一人ひとりの発達に合わせた関わりをしています。保育室は、子どもたちが自由に遊びを選んだり、ゆったり過ごしたりできるよう、レイアウトを工夫しています。自分で好きなおもちゃを棚から取り出して遊ぶ子ども、保育室の広いスペースで走りまわる子ども、保育士の膝に乗ってゆったり過ごす子どもと安心できる環境で思い思いに過ごしています。保育観察の日のいも掘りでは、初めて自分で収穫したさつまいもをしばらく離さなかったり、ツルを不思議そうに眺めたり、保育士とともにお友だちの収穫を応援する姿がありました。幼児クラスの子どもも応援に加わり、そのあとは、幼児クラスの子どもから砂場でスコップの使い方を教わり一緒に遊び始めるなど、友だちや異年齢児との関わりが自然に行えています。毎日の給食に関わる栄養士や、お話ボランティア、野菜を作っている地域の人など、保育士以外の大人との交流の機会も多く設けています。保護者と日々連絡帳を通じ、家庭での様子も把握し、園での様子を伝えて家庭と連携した取組みが行えるようにしています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 日々の保育の中で、子どもたちの興味や関心のあることを保育士がひろい、活動に取り入れて遊びを広げています。各年齢に応じてクラスの中でお互いの意見を言い合えるように取り組んでいます。年長児の行事では、子どもたちが計画を立てて、それぞれやりたいことを実現するためにはどうしたらよいかとクラスで話し合いを重ね、実現しました。また、保育観察では、運動会を実施したあとも、その内容を遊びとして継続させている姿が見られました。運動会ごっこではリレーをやり、クラス内で子どもたちが団結したり、それまで秘めていた感情の表出場面が見られ、日々の実践の中で子どもたちが友だちと協力したり、安心して自分の思いを表現したりしていました。また、園庭では友達とルールを守って遊び、身近にある自然で自分の得意なことをや好きなことを探求しています。子どもの育ちや活動の様子は、クラス通信ノートで保護者へ毎日伝えています。行事においても、クラスごとに劇や歌、踊りなどを作り上げ、協同的な活動の様子を伝えています。就学先の小学校へは保育所児童保育要録を送付しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 障害のある子どもについては、その子どもの状況に応じて環境への配慮をしています。保育室の中にゆったりできるスペースを確保したり、園内で集団から離れて過ごせる場所を工夫しながら作っています。障害のある子どもに対しては、個別の計画を作成し、毎日記録を行い、クラスの保育検討会議で振り返りと見直しを行っています。保育者は子どもの様子を見ながら丁寧に対応しています。他の保育士の言葉を繰り返し伝えたり、「こうしたのかな？」と表情から気持ちを汲み取ったりしています。また、状況を見ながらクラスの集団の中で過ごすように子どもに応じた配慮もしています。クラスでは視覚で見通しが持てるカードを用意するなど、こどもに応じて必要な支援をしています。特別な配慮を要する子どもには、個別計画が作成され、日々の連絡帳を通じて保護者と情報を共有し、連携しています。東部療育センター、神奈川区役所とも連携し、研修や子どもの関わり方について助言を受けるなどしています。保育所の保護者には障害のある子どもの保育について、保育方針で園の姿勢を伝えています。</p>	

<p>【A10】 A-1-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

「長時間にわたる保育」を全体的な計画等に位置づけ、一人ひとりの生活リズムを考慮した保育を行っています。夕方の保育は、子どもの人数により一つの保育室で過ごしています。人数が少なくなっていくことに子どもたちが不安を感じないように、昼間とは違うおもちゃを出したり、楽しく好きな遊びがじっくりできるようにしています。3歳未満児は安全等への配慮から、遅い時間までそれぞれのクラスで過ごしています。夕方は時間によっておやつを提供、遅い時間になる場合は夕食の提供を行っています。子どもの状況について、毎日16時に行われるミーティングで担任から遅番の保育者にその日の子どもの様子や保護者に伝えるべきことを共有するほか、連絡用の名簿を使用し、十分に引継ぎができるようにしています。

<p>【A11】 A-1-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

全体的な計画の中に「小学校との連携」を位置づけ保育を実施するほか、横浜市の架け橋プログラムによる「アプローチカリキュラム」を作成しています。コロナ禍以前に行われていた小学校プールでのヤゴ捕りや給食体験などが企画されています。日々の保育の中で、散歩の目的地を就学予定の小学校にしたり、小学校の先生を園見学に受け入れるなど、小学校以降の生活に見通しが持てるようにしています。同じ地域にある他の保育園・幼稚園の5歳児との交流も積極的に実施しています。また、年長児の保護者に対して、小学校入学を見据えた子どもの様子を面談等で丁寧に伝えて、小学校以降の生活に見通しが持てるようにしています。さらに懇談会に小学校の先生が参加し、小学校生活に不安を持つ保護者から質問を受ける機会を設けています。保育士が小学校へ出向き、授業参観と意見交換をする機会もあり、連携を図っています。保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付しています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

健康管理マニュアルに基づき、子どもの健康状態を把握し、児童健康台帳で管理しています。児童健康台帳は園で健康の記録を更新しています。子どもが体調悪化した場合は、迅速に保護者に連絡し、状況を伝え、けがなどについても必ず保護者に伝えています。次の日の登園時には、その後の様子について確認をするようにしています。保健計画は法人の保健食育会議で方針が示され園で具体的な計画を作成します。園内で、既往症など特に配慮が必要となる場合や体調面やけがなどで気になることがある場合は、職員会議や毎日のミーティングで共有しています。保健日より発行し、子どもの健康に関する情報や流行している感染症の注意喚起や予防について発信しています。SIDSについて、毎年職員は研修を受け、日々の保育においてもプレチェックを行い記録をしています。保護者に対しては入園時のほか保健日よりでもSIDS防止強化月間では必ず取り上げるようにして注意を促しています。

<p>【A13】 A-1-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

毎年内科検診を年2回、歯科健診を年2回実施しています。健診結果はその都度保護者に結果が書かれた用紙を渡して伝えています。健診結果は担任等が把握し、受診が必要な場合は声をかけるようにしています。内科健診では問診票に「困っていること」を予め書いてもらうようにしており、記載がある場合は内容を把握して、囁託医から共有してもらうようにしています。コロナ禍で歯磨きは取りやめましたが、その後の歯科健診の経過を見ても虫歯が増えていませんでした。食後の歯磨きは現在もしていませんが、年に1度は歯磨き指導をするようにしています。

<p>【A14】 A-1-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもについては「アレルギー対応ガイドライン」を作成し適切に対応しています。全クラス卵を使用しない献立としており、少しでもアレルギーのリスクを減らしています。アレルギー疾患のある子どもは、保護者から提出された生活管理指導表と面談の内容を踏まえた対応をしています。給食の時、他の子どもたちから少し離れた席に座り、保育士がついて給食を摂ります。対象の子どもは給食、トレーや食器の色を変えてラップをかけて一番最初に配膳されます。配膳の際も、職員同士声を出して確認することとしています。保護者とは毎月担任と管理栄養士も含めて面談を行い、翌月の献立の確認を行っています。その際、家庭での様子なども聞くようにして、園での配慮について検討します。職員はアレルギー疾患に関する研修を受講し、知識や技能の習得に努めています。また、他の子どもたちは普段の生活の場面からアレルギー疾患の子に対して自分との違いを理解し、保護者に対しては園のアレルギー対応の方針について、入園のしおり等で伝えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食育計画を保育計画の中に位置づけ取組みを行っています。職員が子どもたちと一緒に給食を食べ、給食が楽しい時間となるような環境作りに努めています。「おいしいね」「これは何かな」と子どもたちに声をかけて食事を楽しんでいます。行事の時はバイキング給食にしたり、異年齢で食べたりもしています。子どもの発達に応じて、おかずを刻んだり、お代わりを提供したりしています。苦手な食べ物も無理強いせず、勧める程度にしています。食器は、年齢が小さなクラスはスプーンですくしやすい食器を選定しています。子どもたちが食について興味・関心が高まるよう、栽培活動や日常の保育の中からも食につながるような取組みをしています。また、管理栄養士が描く毎日の献立のイラストを子どもたちが色をぬり、給食の際各クラスで紹介しています。「ひじきは海藻」だということや「油揚げは大豆の仲間」など、簡単なクイズも添えられて子どもたちも楽しみながら関心が深められているようでした。保護者に対しては、毎日給食をディスプレイし、給食日よりレシピや情報を発信しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 献立は園で作成しており、子どもたちの発達に沿ったものとしており、調理も切り方や大きさも工夫しています。管理栄養士が子どもたちが食べている様子を見に行き、話しかけ、好き嫌いや喫食状況を把握し、献立づくりや調理の工夫・改善に活かしています。子どもたちが実際に食材に触ったり、手伝いをする中で、苦手な食材に慣れてもらうこともしています。野菜が得意でない子どもには、納豆であえてみるなど、さまざまな工夫をしています。それぞれの季節にある行事にちなんだ献立も取り入れています。10月はハロウィンなので、かぼちゃのケーキや年長児が「かけると色が変わる魔法の液」を持って各クラスをまわるなど、保育士と管理栄養士が連携して、子どもたちが興味・関心を持てる取組みも行っています。また、日本各地や世界の料理を提供しています。職員の出身地だったり、地元ならではのものを取り入れるようにしています。その取組みについて玄関に掲示し保護者にも伝えています。衛生管理については、大量調理マニュアルに準じて適切に行われています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っています。1・2歳児は連絡帳を用い、個別に一日の子どもの様子等を保護者に伝え、3歳以上児は各クラスに掲示するクラスノートを用いて活動の様子やクラスの出来事を伝えています。個別に配慮が必要な子どもについては、3歳になっても個別ノートを継続する場合もあります。保護者に対して連絡帳やクラスノートで日々の保育内容を伝えるほか、さまざまな行事や懇談会で保育の意図や実践を伝え、理解を得るようにしています。懇談会では園の保育目標やクラスでの過ごしを伝え、行事の説明等を説明して、交流を図っています。懇談会の内容は懇談会報告として記録しています。保護者とは日常的に子どもについて伝えあい、育ちについて共有を図っていますが、運動会や冬のお楽しみ会などの行事は、職員と保護者がともに子どもの成長を共有し喜びあう機会となっています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者に対して、毎日の送迎時など全職員が意識して挨拶やいねいな対応、声掛けをして信頼関係を築けるよう心がけています。シフトにより、担当の保護者と話ができない場合もあるが、引継ぎをして、職員間で積極的に話をして情報共有するようにしています。年長児はお泊り会行事の前と就学前の2回個別面談を行います。他のクラスは年に1回面談を行います。期間を長く設定し、保護者が都合が合わせやすいように配慮をしています。また、その期間に限らず随時相談には応じています。家庭の事情に配慮しながら個別面談で課題を引き出して、区役所等につなぐこともあります。個別の相談内容や家庭の変化の状況等は子どもの経過記録に記録しています。クラスの保育士が相談を受けた場合は、主任または部主任が同席するようにして、複数で対応する体制を整えています。	

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

朝の登園時は、保護者や子どもの様子に変わった様子はないか気をつけ、子どもの着替えの際などは気になる点はないか見るようにしています。毎朝の職員ミーティングで、子どもの様子を報告する際に、けがや小さな傷などの気になる点も共有しています。体に痣などが見られた場合は必ず写真を撮り、適切に管理し、必要に応じて中央児童相談所や神奈川県神奈川区役所の虐待担当と情報共有をしています。日常の保育の中でも、子どもが何気なく発した発言などを見逃さないようにして、必要な支援につなげられるように配慮しています。少しでも心配がある保護者については、職員間で情報を共有し、送迎時にはタイミングを見計らって声をかけてみたり、様子を見て声を控えてみたりするなど、常に子どもだけでなく保護者の様子も気にかけるようにしています。園長が窓口となり、横浜中央児童相談所と連絡を取り合える体制を整えています。虐待対応マニュアルを整備し、職員に周知するほか、研修も実施しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

保育日誌において、毎日保育の振り返りを行っています。その日の子どもの活動だけではなく、ねらいや留意点に対して子どもの育ちはどうだったのかという視点にたち、振り返りを行うようにしています。また、各保育計画においても、子どもがどうだったかということについて振り返りが行われ、それに基づいて次の計画が作成されています。園全体の保育の振り返りを年に2回、職員の自己評価を年3回行っています。職員の自己評価は自身の保育を振り返る機会となっており、必要によって園長・主任とも面談を行い意識の向上につなげています。また、園内研修において、ケース検討を実施することで、他のクラスや保育士の実践を学び、自分の保育の振り返りになるほか、園全体の専門性の向上にもつながるようにしています。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
